

平成28年度  
第7回千葉市農業委員会総会

議事録

千葉市農業委員会

平成29年3月28日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成28年度第7回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター 6階 ホールに招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 千葉市農業委員会事務局処務規定の一部改正について

日程第3 協議事項1 「農地等の利用の最適化推進に関する指針」について

日程第4 報告事項1 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募に係る

応募状況について

報告事項2 平成29年度農業委員会活動日程について

その他

<出席委員> (29人)

※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	猪 野 幹 夫
3番	大 塚 久	4番	鈴 木 武 夫 (農地部会長)
5番	小 林 正 明	6番	石 橋 幹 男
7番	笠 川 泰 雄	9番	浅 川 政 明
11番	竹 下 洋 一	12番	宮 崎 一 雄
13番	野 崎 好 知 (会長)	14番	小 川 正 義
15番	中 村 公 江	16番	田 中 和 夫
17番	長谷川 功	18番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
19番	花 島 豊 勇	20番	安 井 誠 一
21番	高 澤 義 信	22番	蛭 田 浩 文
23番	橋 本 泉	24番	小 川 友 安
25番	齊 藤 元 治	27番	西 郡 高 夫
28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)	29番	小 川 隆 良
30番	浅 尾 孝	33番	近 藤 千鶴子
34番	市 原 孝		

<欠席委員> (4人)

8番	植 草 隆 晴	10番	武津岡 広 治
26番	中 島 賢 治	31番	石 井 一 也

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 德	管理班主査	平 山 和 利
農業振興班主査	小 川 剛	農地審査班主査	福 島 悟
主任主事	金 親 一 史		

(開会 午後2時)

議 長 ただ今より、平成28年度第7回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員は、33人中29人で総会は成立しております。

はじめに日程第1「議事録署名人の選任について」ですが、議席順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 29番 小川 隆良 委員

議席番号 30番 浅尾 孝 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「千葉市農業委員会事務局処務規定の一部改正について」上程をいたします。

事務局、説明お願いします。

朝生事務

局長

事務局長の朝生でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元の議案第1号と左上に書かれた資料をご覧いただけますでしょうか。「千葉市農業委員会事務局処務規定の一部改正について」でございます。恐れ入ります、紙を2枚おめくりいただけますでしょうか。

この議案第1号の資料1というものがございます。表になったものでございますが、新旧の対照表でございます。今回の改正でございますが、前回の総会でご案内させていただきました、農業委員会が農政部の新しい課として農地活用推進課という課を新たに設けまして、農業委員会の業務と二つの看板を掲げて一層の発展を進めていこうとす

る中で、処務規定の中の部分的な改定を行おうとするものです。

具体的に言いますと、さらにその裏のページです。右側の第3条というところですけれども、ここで「事務局長は経済農政局農政部農地活用担当部長をもって充てる」、農地活用担当部長が事務局長をやるということです。そして、「次長は、経済農政局農政部農地活用推進課長をもって充てる」、課長が次長であると。そして、次長補佐は同じく課長補佐だと、以下同様に主査、主事もそういった形になるとということを規定上必要ですので、新たに設けたところでございます。

また、さらに次のページで事務局長の専決事項の部分について若干補足をしたような形でございます。

あと、戻っていただきまして、資料1をご覧いただきますと、右と左にたくさんアンダーラインを引いたものがございますが、これは具体的には内容の変更はほとんどございません。何十年と長い間あまり改正の機会がなかったせいでしょうけれども、いろいろ仕事の種類をここに書くのですが、その取扱う仕事の種類の並び方とかが、わかりづらい並び方になっておりましたので、業務の種類・カテゴリーごとに並べ直したものでございます。今回の改正自体は、その組織改正に伴うものを今回新たに入れ込んだものになりますと、組織改正が有効となる4月1日からこちらの規則も施行することとなります。

その次にございますのは、ページがなくて恐縮ですが、資料2というものがありますけれど、これはきれいにそれを並べてこういう形が最新版でございます。説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 お聞きの通りでございます。本件につきまして、意見・質問等がございましたらお願ひします。

意見・質問なし。

質問等がないということでございますので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議なしということでございますので、議案第1号を可決いたしました。

続きまして、日程第3 協議事項1 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」協議いたします。

事務局よりご説明お願ひします。

朝生事務局長 それでは、右上に協議事項1と大きく囲みの入った資料をお願いします。紙でいうと2枚、4ページでございます。

千葉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」でございます。この指針でございますけれども、29年10月?日となっております。こちらにつきましては、今日、事務局が一般的な他市の例等を含めて一般的な形として作った素案として、ご提案させていただきます。今後、来月以降毎月総会を開いていきますけれど、そ

の中でご意見等をいただきながら、仮の案を新しい農業委員さんに切り替わる7月までに、作成しまして、新しい農業委員さんに改めてこちらをよくお考えいただいた上で、10月ころにこちらの指針というのを策定していきます。その際は当然、インターネットのホームページで公表しないといけないこととされておりますけれども、市民の方全体にパブリックコメントというのですが、インターネットでこの指針自体の意見についても、意見の募集をするような形になっていくものの、本当の最初の第一歩目のご相談事項でございます。

まず、どうしてやるかということが、この第1の基本的な考え方のところに載っておりますけれども、昨年の4月1日にとても大きな農業委員会法の改正が行われた中で、法律本文の中で、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な必須事務として位置づかれ、さらにこの指針を作ることということ、それからこの指針に基づいて農業委員会が活動していくこと、そして新たに設ける最適化推進委員については、もちろんこの指針に沿って目指して農業振興を図っていくこととされている。各市作るのですが、千葉市農業委員会の一つのこれから活動の羅針盤のようなものになるものでございます。

具体的には、次のページの第2というところで、具体的な目標と推進方法を定めております。これについては、そもそもこういった最低限定めておかないといけない、公表していかないとされている部分として、これより簡略ということは難しいと思います。逆にもっと加えるものがあれば、表現も含めて、次回以降にご意見頂ければと思います。

初めに、農地等の利用の最適化の推進は大きく3つ、遊休農地の問題、それから農地の集積の問題、それから新規参入の問題がございまして、この3つについて法律で目的を定めなさいとされているところでございます。

まず1番目は、遊休農地の発生防止・解消についてということで、作る時点、平成29年10月の段階で、農地面積が千葉市の場合、例えば4500haとか、その時点の面積をここに書きます。ここは考える余地なくその時の数字が入ります。

そしてその右隣が遊休農地の面積で、今年の10月現在の遊休農地が例えば700haあるとかそれを書いて、全体に占める遊休農地の割合が何十何パーセントということを一段目に書きます。

そして、3年後の目標と、さらにその後の3年後つまり6年後の目標を載せていく形になりますので、3年後の目標として農地面積が仮にですが4500だったものが、例えば4400になっているかもしれませんし、その目標値。それから遊休農地が仮に700あったとしたら、それを500とか目標をここで立てます。遊休農地割合が当然低くなるように目標を立てて、同様にもう3年後の35年に向けても目標を立てます。

そして、法律では目標の数値を定めるとともに、それを達成するための方法・手法を必ず表すようにということですので、ここでは仮にですけれども、(2)で書いてあります利用状況調査と意向調査を実施して、頑張っていくというようなこととか、このいくつか何点か出しておりますけれども、こういったことを進めていくんだということ。

それから、次のページで農地の利用集積です。利用集積も同じよう

に今年の10月それから3年後、さらにその3年後の目標を立てて、それをどうやって達成していくかということを下の方の3分の1のところから書いてありますけれども、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ということで、①として、「人・農地プラン」の作成・見直しについてとか、②として中間管理機構等との連携とのことで、農業委員会が市町村、市町村というのは千葉市のことを目指しますが、市役所と農地中間管理機構、農協などと連携していろいろマッチングなど進めて集積を進めていくというような、具体的な手法が書かれています。

そして、次のページにも跨っておりまして、利用調整と利用権設定であったり、所有者等がよくわからないような農地の取扱いであったりについて、いろいろお聞きしていきながら集積を高めるということをここには記しています。

そして3番目としては、新規参入の促進ということで、29年10月現在に新規参入の個人と右側には法人が何人何団体それぞれ何haの農地取得で現状としてあるかということを書いた上で、3年後に新規参入者の個人や法人がどれだけの人数・団体が増えて農地面積をどれだけ増えるかということを同様に3年後6年後書いていく。

同様に促進にむけた具体的な推進方法ということで、関係機関との連携であったり、新規就農フェアとかに参加していろいろアピールしたり、その農業委員会自体が高齢化が深刻、そしてそれが原因の遊休化が進んでいるようなところに対して、いろいろ下限面積なども決定し直したりしながら、新規就農等を促進するとか、そういったことをやって進めるという理由を同様に書いたものでございます。

基本としては、こういったものを来月以降の総会でまたいろいろご意見をいただきながら、目標を立て、また目標に向けた取組みの方法について、いろいろなご意見やアイデアなどを頂くことになりますので、お考えになって、次回以降ご協議いただければ有難いなと考えております。以上でございます。

議長 お聞きのとおりでございます。本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願ひします。

中村委員、お願ひします。

中村委員 今回、農地の利用のこの指針を10月にたてるにあたって、7月になれば推進委員さんもいると思うのですけども、この文面に書いてあるように農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、地区の担当ごとの活動を通じて一体に進んでいくということでの目標であるわけですね。それだと農業委員会でそれなりに方針は決めて、推進委員さんは上下関係とは言い切れないとは思うんですけども、ここもこういう指針を出すにあたっての意思形成過程のこの反映の仕方というのは具体的にどう進めていくのか。これは、案の案でおっしゃるとおりだとは思うんですけども、具体個別のところになったときにこういう方向でこういう数字をこれからもあげていくために、それぞれは個々でやっていこうという話なのか、大枠決める側としてはやはり農業委員会の場で、こういう中身についてを基本・指針としては出すものだという認識でいいのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

朝生事務 局長	そもそも、最適化推進委員の関係ですけれども、その名が表すとおり最適化推進の実際に現場でいろいろとご尽力いただく方です。法律のなかでもこの指針を策定する際には、また決めた後、3年後にこの見直しをかけていく際は、すべて最適化推進委員の意見を聞いて作らなければいけないとされています。ですから最適化推進委員さんだけで作るわけではないけれど、最適化推進委員さんの意見をよく聞いて、それを作っていくかないといけないこととされています。
	実際には、その法律でも他市でも、新体制移行後できるだけ自分たちの歩む道の羅針盤ですから、早めに作らないといけないということで、だいたい2、3か月で作っています。私ども10月の策定を目指していますが、全く新しい農業委員さんがどのようなメンバーになるかわかりませんけれども、当然今の十分千葉市の実情を知った農業委員さんの中で、こういったもののまず素案を作つておいて、7月以降新しい農業委員さんとそれから最適化推進委員さんのご意見等により、最終的に10月頃に作していくという形であります。以上です。
中村委員	推進するための指針を基本的には今こういうふうに農業委員会の中で出して7月以降はどちらかというと一緒に進めていくというスタンスで考えていいということですね。わかりました。その辺りが、一緒であり対等にやっていく、なかなか進めていくのは簡単ではないのかなという感じがしたので。以上です。
議 長	他にございませんか。

意見・質問なし。

他に意見・質問等ないようでございますので、次に、日程第4 報告事項1 「農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募に係る応募状況について」でございます。事務局よりご説明願います。

朝生事務  
局長 それでは、報告事項1と右上に書いてある資料をご覧いただけます  
でしょうか。「農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募に係る  
応募状況等について」でございます。

改めて釈迦に説法になってしまいますが、農業委員をいう言葉は法律もしくは手続き上、実際にはどこにも存在しない言葉として、市の条例も国の法律も農業委員会委員というのが農業委員さんということです。

それで、3月15日からご承知のように募集を始めまして、法律で定められた約1か月ということで4月14日まで受付けていくこととなっております。そして、肝心の応募状況ですが、昨日3月27日の夕方、毎日夕方17時半まで受付けておりますけれども、その段階では農業委員さんは5人の応募、60代の方3人と70代の方2人、性別で男性が5人、うち認定農業者が3人です。それから最適化推進委員の方が5人で、60代がこちらは4人で、70代が1人、いずれも男性でございます。

推進委員さんの第1希望というところを横に見ていただきますと、第4地区のご希望が1人、13地区のご希望が2人、15地区が1人、18地区が1人、以下第2希望地区は記載のとおりでございます。

次に3番目の応募状況の公表ですけれども、法律の定めによりまして、応募期間の中間つまり3月31日、今週末の夕方の段階での応募状況をまず1回ホームページで公表することになります。そして、法律で公表することになっているのは、個人情報以外すべてでございますので、基本的に申込みの書類に書いていただいたお名前、職業、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者の可否、応募理由等について、ホームページで週明けの4月3日月曜日に公表することとなります。また、やはり法律で定められております応募期間終了後にも全応募者について最終的にホームページで公表するということで、同様に応募された方々の中間発表と同じように個人情報以外をすべて公表する形になります。

この紙の裏には、ご参考までに何度か皆様にもお渡ししている推進委員の担当地区を載せてございます。応募状況等については、以上でございますが、本日閉会後に改めて、現委員さんについて手続き等について私のほうからご案内させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長	本件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、お願ひします。
中村委員	差支えなければ、今日も結構皆さん申請されているようなので、現時点でもし受けたということでわかればそれを追加でというのは難しいですか。無理であれば結構です。
朝生事務	私どもご承知のように午前中から二つに会議に出席しておりました

局長 ことと、農業委員自体は農政課の方で受け付けておりまして、現時点、これが増えているのは間違いないはずなのですが、そこがわからないのと、郵送が多分あれば今日またそろそろ着くころかと思うので、これよりは間違いなく今日も増えてますけれども、内訳とかは把握できておりません。

中村委員 今、応募している方というのが、応募動機も含めて、全部4月3日まできていたものも含めて公表されるわけですよ。それを見て、場合によってはその後から書こうとした人は、試験問題みたいではないけど、事前に自分はそれなりに書いてくるわけですね。その後、他の人のを見て、自分はここが足りないから、そこをもう少し足してこういうふうに書いてみようって、そういうふうな意向が働くかもしれない限らないんだなって、ふとよぎったんですけど、そういうことには別にならないものなんだかなっていうところが、若干気になったんですけども。それは、公表されることはいいんですけど、全部が全部終わってから、公表されるのだったらフェアな感じがするけれど、先に見せた人は…一応そう思いました。

朝生事務  
局長 一応、法律どおりということと、あと実際には千葉市の場合は面接をやっていきますし、そこで十分本来求められている農業に関する知識・試験、そういったものや熱意を当然確認していきます。以上でございます。

小林委員 農業委員の中に、推進委員とどちらを優先しますかと書いてあるの

ですが、農業委員を優先しませんと書く人いますか。書かなければダメなのですか。どうも気になっていたのですが。

朝生事務局長 どうしても全国的にも若干そういう部分があるようですけれども、農業委員と最適化推進委員で先ほどもお話ししがでましたけれども、特に全く上下関係がなく対等な立場で、ただ仕事の種類がそれ違う。それが協力してやるという形になっているわけですけれども、したがって農業委員と推進委員だったら、両方申し込むのだったら、農業委員が優先ということに限っているとは社会全体でみれば限らないということで、一応優先度を書いていただいております。

小林委員 わからない。書くこと自体がわからない。書けと言われれば、農業委員と書いてしまうと思うんですよね。誰しも、農業委員と○をすると思う。実際にはね、今は推進委員のほうでいいかなと思っても、農業委員と両方だしたらどっちを優先しますかとしたら、農業委員と○を書くようになってしまふ。それで、公平にできるのかなと思いました。以上。

議長 市のほうで審議とするわけでしょ。○書いてもいいのではないですか。他にご質問等ありましたら、お願ひします。

意見・質問なし。

なければ、次に、報告事項2「平成29年度農業委員会活動日程に

ついて」でございます。事務局より、説明願います。

岡本次長

右上に「報告事項2」とあります「平成29年度農業委員会活動日程の資料をお願いします。

こちら平成29年度の総会・農地部会・農業振興部会の日程について、表にしたものでございますが、こちらは1月の総会にお示ししたものと日付等が変わっておりません。農業委員さんにつきましては、総会・部会等はこちらのスケジュールで行います。

そして、このほか表には載っていませんけれども、従来どおり地目変更の調査、それから秋には利用状況調査、現地に一緒に行っていたくのと、それから11月にございましたけれども、経営力強化・農地集積シンポジウム等のいくつかの行事がございますので、その都度ご案内差し上げます。地目変更の調査については、以前お渡しているスケジュールどおりで行いますけれども、またご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

そして7月20日に新体制に移行になりますけれども、新しい農業委員の方、農地利用最適化推進委員の方につきましては、7月下旬から早々に3日間くらい研修会等企画いたしますので、都合をあわせていただきましてご参加くださるようお願いいたします。

それから、推進委員の方につきましては、農地利用最適化推進委員連絡会を隔月くらいにはなるかとは思いますけれども、またその会合を開きます。そして、先ほど指針のところでお話がありましたが、推進委員の方と指針案等についてご意見等いただくような機会、また農業委員との合同で開催するような会も7月以降に開催いたしたいと思

いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、下のところに平成28年度の活動記録の提出について書かせていただいているのですけれども、農水省の指導もございますので、日ごろの委員としての活動をつけていただいていると思いますが、その結果につきまして、事務局に提出をお願いいたします。こちら事務局にお越しの際にこちらの活動記録簿をお持ちくだされば、事務局でコピーをして、その場でお返しいたします。報告事項2については以上です。

議長 本件につきまして、ご意見等がございましたら、お願いします。

意見・質問なし。

なければ、次の「その他」について、事務局説明をお願いします。

朝生事務局長 まず、組織改正がございまして、連絡事項というところの右上に書いてある書類を見ていただけますでしょうか。

前回、ご説明いたしましたが、改めてこういう形で農地活用推進課というのが、組織改正後と右側の表のちょうど真ん中にあるかと思います。こういう形で組織が改正されまして、農業委員会の顔ということになりました。

さらに、今までの管理班、農業振興班、農地審査班、農地指導班が農地利用最適化推進班と農地審査班、農地指導班という3班体制に集約する形になっております。

そして、それに伴いまして、引っ越ししがございます。もう1枚めくっていただくと図面がついておりますけれども、今私どもがいる農業委員会の横の農政課のほうに向かっていって、つきあたりの農政課の隣が農地活用推進課・農業委員会の事務局となります。こちらが執務室となるので、ご理解いただければと思います。広さ的には今程度でございます。

また、皆様の農業委員会室については、引き続き同じ場所でございますので、会議等はあちらの場所で行うことになります。

議長 本件につきまして、ご意見・ご質問等ありましたら、お願ひします。

意見・質問なし。

質問等ないようですので、ご報告のとおりでございますので、ご了承お願ひします。それでは、本日の議事日程は、以上でございます。皆さまのご協力により、すべての議案の審議を終了することができました。心より感謝を申し上げます。

これをもちまして、平成28年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時42分)